

令和3年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和3年5月19日（水）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】 それではただいまより、令和 3 年度第 1 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。議事に入る前に、本日の資料について事務局のほうから確認をお願いいたします。

【区政情報課長】 皆様、本日もよろしくお願ひいたします。事前にお送りをした資料は、前回審議会で宿題となっておりました案件の 2 種類。そして、資料 1 から資料 4 までの案件資料及び情報セキュリティアドバイザー意見一覧を事前にお送りいたしました。

また本日、資料 5 の「新型コロナウイルス感染症の早期発見のための症状と検査結果の調査に係る個人情報の取り扱いについて」という案件を、机上配付させていただきました。

各案件の説明時にそれぞれ使用する資料をご確認させていただきます。

まず、前回審議会の宿題となっていた 2 件の案件について、それぞれご報告をさせていただきますと思います。

まず 1 件目は、コロナワクチンの関係でございますので、担当副参事からご説明をさせていただきます。

【ワクチン事業管理担当副参事】 ワクチン事業管理担当副参事です。よろしくお願ひいたします。以降、着座でご説明させていただきます。

資料でございますが、「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る外部結合等に関する追加確認事項について」という A 4 縦の資料と、それから 1 枚おめくりいただきまして、「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る個人情報の流れ」、A 4 横のカラーの資料でございます。前回審議会の中で、追加で確認をすべき報告案件となっていたため、改めてご報告をさせていただきます。

まず、A 4 縦の追加報告資料をご覧ください。

1、J T B が提供する予約管理システムのサーバの種類等につきましては、J T B が提供する予約管理システムのサーバはレンタルサーバではなくクラウドサーバであり、サーバ機器類は国内に設置されていることを確認いたしました。

クラウドサーバの運営事業者の会社名及び所在地は、個人情報を取り扱うサーバのため、非公開であるとの回答でございました。会社名につきましては、区といたしましては、確認してございますが、非公開ということでございます。

2、J T B が提供する予約管理システムのサーバのセキュリティ対策についてです。通信の

暗号化、ウイルス感染防止、不正アクセス監視システム等、必要となるセキュリティ対策がなされていることを確認いたしました。

また、監視サーバによる24時間365日の監視体制を構築し、5分ごとのログの情報等を監視しており、問題または懸念がある場合は、システム管理責任者等の携帯端末に自動通知を行っていることを確認いたしました。

機器類の設置場所については、24時間365日の有人警備、監視、ICカード及び本人確認による入退室管理、監視カメラの設置がなされていることを確認いたしました。

3といたしまして、JTBが使用する端末は、新宿区の業務に特化した端末を設けることは難しいということでしたが、システム管理担当者を最小限とし、アクセス権限を厳格に管理する、データはサーバ上のみで管理し、端末には保存しない等、必要となるセキュリティ対策がなされていることを確認いたしました。

次ページの今回の追加報告といたしましては、A4横正面に記載されている予約管理システムのところは、前回、令和2年度第10回本審議会での記載が、レンタルサーバと記載しておりましたが、クラウドサーバと修正させていただいております。ご報告は以上でございます。

【会長】何かご質問かご意見はございますでしょうか。ないようでしたらご報告ということなので、問題ないということで終了とします。この件につきましてはご苦労さまでした。

【区政情報課長】続きまして、前回宿題となっていました案件の2つ目のご報告でございます。「広報新宿」の編集業務の委託についてです。まず、A4縦の資料1枚目をご覧ください。前回、令和2年度第10回本審議会で、「広報新宿」の中の掲載記事「区民のひろば」について、ご了承を既にいただいておりますが、伊藤委員より、現行は電話番号だけが「広報新宿」に掲載されているが、迷惑電話や特殊詐欺被害のきっかけになる可能性もあるので、電子メールでの申込みも、「区民のひろば」への記載内容についても認めることも考えてはどうかというご意見もありました。

つきましては、昨今インターネットを通じたメールの利用というのが非常に普及していること、それから先ほど申し上げましたけれども、電話だけですと特殊詐欺の被害のきっかけになる可能性も拭い切れないようなことも踏まえまして、申込み方法に電子メールを加えることとさせていただきます。

ただし、メールアドレスを掲載するに当たりまして、迷惑メールやウイルス感染メールが送られてくる可能性があるというようなこと、それから申込者と主催者との間で誤送信するような恐れがあるため、その点について申込書で注意喚起をするということで、注意事項を記載い

たしました。次のページの別紙1、これが新たにご意見を反映した申込書となります。

なお、別紙2は前回付議をさせていただいた資料ですが、めくっていただきまして、3ページ目に業者へ取扱いをさせる情報項目に、メールアドレスを追加いたしました。報告は以上になります。

【会長】この点につきまして、何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。ないようでしたらこのままご報告を聞いたということで、終わりにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。では本件もこれで、報告を承ったということで終了といたします。

それでは本題の議題に入りたいと思います。審議を進めてまいるときに、説明される方は、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるという方法でご説明ください。

それではまず資料1、「新型コロナウイルス接種事業に係る集団接種会場の運営等業務の委託について」であります。それでは説明される方は、資料を確認の上ご説明ください。

【ワクチン事業管理担当副参事】では、資料1につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。資料でございますが、1ページから6ページまでのものが1つと、それからA4横のカラー刷りのものが1枚でございます。

まずA4のカラー刷りのものからご覧いただきたいと思っております。こちらは接種会場での流れでございますが、左の「①接種券及び予診票持参のうえ、来場」というところからご覧いただきたいと思っております。こちらのほうで、接種を受ける方の受付をいたします。そして、JTBの予約管理システムで予約の確認をいたします。

その後、予診票の確認、こちらは内容というよりは記入漏れの確認をいたします。その後、医師による予診及び看護師によるワクチン接種を行いまして、一応一通りの流れは終了となり、その後予診票につきましては、会場内にいる区職員が回収いたします。

また、予約管理システムに、1回目の接種結果を登録するとともに、先日こちらの審議会にかけました、VRSというワクチン接種記録システムという国の管理システムに登録を行う流れになっております。

では、資料をご覧いただきたいと思っております。2ページにつきましては先日のご説明と重複してございますので、3ページの説明をさせていただきたいと思っております。

委託先は、日本旅行株式会社でございます。また、集団接種会場を増やしていく中で、日本旅行株式会社では対応しきれなくなった場合、同じセキュリティを保持することができる別の1社につきましても、併せて検討しているというところがございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますが、氏名、郵便番号、住所、生年月日、

性別、転出／死亡フラグ、接種券番号、接種状況（実施／未実施）、接種回（1回目／2回目）、接種年月日、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ロット番号、電話番号、メールアドレス、接種予約日時、接種予約会場、予診票での回答内容というところがございます。

処理させる情報項目の記憶媒体でございますが、紙及び電磁的媒体になっております。電磁的媒体につきましては、専用タブレットへの入力、それから予約管理システム及び業務用のパソコンへの入力作業というふうなところとなっております。

JTBとの間では、システムの入力、アクセスにつきましては、区、JTB及び日本旅行の三者で書面によって契約等を取り交わす予定となっております。

委託の理由でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、接種対象者が多数のため、医療機関と併せて区施設等によって集団接種を実施する。集団接種会場の設営や会場運営、会場の撤去等の業務を委託することで、円滑かつ効率的に事業を実施するというものでございます。

委託の内容でございますが、集団接種会場の運営ということで、会場の設営、機材の搬入から会場での受付、本人確認及び予約確認、場内整理、予診票の確認、会場の撤去というところがございます。あと2番目といたしまして、接種結果の記録というところがございます。

委託の開始時期でございますが、令和3年4月1日からとなっておりましたが、おとこの5月17日から接種は開始してございまして、集団接種のこの委託の内容につきましても、5月17日からとなっております。

こちらの、今回の委託につきましては、接種会場での予診票の確認、受付内容の確認、それから国のシステムへの登録というところがございますが、この日本旅行株式会社個人情報を持ち帰らせるということにはございませんので、その場で全部回収いたします。

それを前提といたしまして、委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、契約に当たりまして、特記事項を付すとともに新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記をいたします。取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区へ報告することも義務づけをいたします。国が配布する専用タブレットの配布場所、配布数などの管理、使用状況の監督を行います。

受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、特記事項それから新宿区の条例の遵守を義務づけ、取扱責任者等を区に報告をさせます。

また、接種結果の入力に当たりましては、使用方法や業務の流れなどについて、十分な訓練を行わせるとともに、必ず国から配布される専用タブレットを使用させ、他のタブレットの使

用は禁止ということでございます。

システム上の対策でございますが、こちら（５）にありますように、紛失・盗難対策につきましてもしっかりととってまいりたいと考えてございます。以下につきましては記載のとおりでございます。

本来であれば、こちらのほうは５月１７日以前にご報告ということと考えてございまして、前回の報告のときに報告すべきところでしたが、会場での運営につきましての仕様がまだ決まっていなかったというところで、今回の報告になってしまいました。申し訳ございませんでした。雑駁でございますが、説明は以上でございます。

【会 長】では事務局のほうから、セキュリティアドバイザーのご意見を。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。１つ目の行でございます。アドバイザーからは、運用上の対策、システム上の対策は十分にとられているものの、さらにとということで助言がございました。

国が配布するタブレットの使用においては、処理を急ぐあまり読み込みが遅いようなこともあるようですが、別のタブレットに切り替えることは、データの散逸や紛失が起きるリスクも高まりますということで、使用する機器を限定し、使用前に十分な訓練を行うことという意見が出されています。それに対して担当課では接種結果の入力については、国が配布するタブレット以外への入力禁止をすること、それから使用方法や業務の流れについて、十分な訓練を行うということで、この対応については先ほどご説明を担当副参事からさせていただき、資料のほうにも反映してございます。以上です。

【会 長】それでは本件について、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。木もと委員ですね。

【木もと委員】今、セキュリティアドバイザー意見のところでありましたが、この国からのタブレットについて、現行では国が配布をするタブレット以外への入力禁止をするという形で行うということですが、これから様々な形で対象者人数も増えていく中で、方針としてはこのままずっと行くという形ではよろしいか、その確認だけさせてください。

【ワクチン事業管理担当副参事】今、委員のほうからお話しありましたように、この国から配布されましたタブレット以外のものを使うということは考えていないというところでございます。

【木もと委員】現状、始まっているところですが、それで支障はないような状況であるか、これだけもう１個確認させてください。

【ワクチン事業管理担当副参事】現在、VRSへの登録につきましては、まだ接種が始まった

ばかりということで、その他の部分につきましても、やらなければいけないところがございまして、まだVRSの入力がうまく進んでいないところがございます。ただ、こちらにつきましては、ご報告した内容に沿うような形でやっていきたいと考えてございます。

【木もと委員】分かりました。結構です。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。藤原委員。

【藤原委員】接種が始まっているようで、私、昨日、榎町の会場にちょっと寄らせてもらって、状況を見させていただいたのですが、どうも申込みの予約の関係で、混み具合には波があるようなのですが、同僚の議員が別の時間に見に行ったときとか、私が見たときでも波があるようなのですが、それでもやはり本人確認でも、結構混んでいる感じがありましたし、仕組みとして、建物の広い狭いもあるとは思いますが、これはもうちょっと人員をきちんと配置するような形で、スムーズにするというようなことは、契約上できないのでしょうか。

【ワクチン事業管理担当副参事】今いただきましたご意見につきましては、どこの会場にも言えることかと思しますので、今ご指摘のあった運営上の流れであるとか、そこら辺につきましては、スムーズに行くような形で、委託業者等も調整等はしていきたいと考えてございます。

【藤原委員】それはぜひ、進めていただきたいと思うのですが、今回の件について、前回説明がちょっとできなかったということのご説明が先ほどありましたけれども、これ、ただ前日の日にちと、委託の開始が4月1日でほとんど変わらないという状況ですから、業者の、日本旅行の選定とかっていうのはもう既に行われていたと考えざるを得ませんし、会場の運営の手順が、国の関係で定まっていなかったというのは確かにそのとおりだと思いますし、大変だと思うのですが、ただ、事業者の選定の過程とか、どういう過程を経てこの日本旅行に決まったかとか、そういうことの説明というのは、十二分に可能だったのではないかと思うのですが、その辺ちょっと簡単に説明していただければと思うのですが。

【ワクチン事業管理担当副参事】まず、こちらのほうでご報告が遅れましたのが、区の職員がどこまでやって、委託業者のほうにどこから事業を委託するのかという切り分けの部分が、整理がついていなかったところで、ご報告が遅れたところでございます。

日本旅行につきましては、他のもう1社との価格競争等の中での選定というところでございまして、日本旅行のほうは価格面で優位であったこと、それからほかの自治体の、こういった集団接種の会場の運営委託も受けているということ、そういうところもかみ合わせまして、日本旅行を選定したところでございます。

【藤原委員】そうすると結局、日本旅行を選定したのは、いつ選定したのですか。

【ワクチン事業管理担当副参事】日本旅行の選定自体は、こちらのほうの前回の3月30日の個人情報保護審議会の段階では決まっていたのですが、ただ、先ほど申しましたように、委託先との仕様の関係で、区の職員がやるべきものなのか、それとも委託業者に任せられるのかというところの、どこまでかというところが決まらなかったというところで、ご報告が遅れました。

【藤原委員】確かにそういう考えもあり得るのかもしれませんが、こういう接種の重要な部分を担う事業者が決まっているのであれば、決まったことをきちんと報告、区の職員がどこまでやるかというところはさっておき、やはりきちんと報告があるべきだと思います。

あと、今回残念ながらなかったのですが、報告できるところはできるだけ早く報告すべきだと思いますので、今後は、いろいろ事業の進み具合の兼ね合いもあるかとは思いますが、いち早い報告をお願いしたいと思います。

それで今、事業者の選定のところで、複数の業者がまな板の上に乗っていて、選定したというようなことでお話がありましたけれども、もう1社という言い方をされていますが、2社で争ったということなのでしょうか。

【ワクチン事業管理担当副参事】その時点で手を挙げてきたところが2社だったというところでございますので、特に広く公募したとか、そういうところではございません。

【藤原委員】分かりました。ぜひ今後改善できるところは、速やかに改善していただければと思います。以上です。

【会 長】今の点ですが、事務局のほうで議題に上がってくるタイミングというのですか、担当者のほうで準備されていて、それを今のように、後で聞いたら前の審議会に出せるはずだった日程だったみたいな、そういうところはどういうふうにチェックというのか、どういうふうに考えておられますか。

【区政情報課長】通常ですと、案件については前もって全庁に調査をかけて、事務局のほうで集約をして間に合うようにというような調整をとるのですが、今回のコロナワクチンの集団接種については、審議会に付議する内容自体が、個人情報の保護に関わるところを中心になろうかと思いますが、今担当副参事からありましたけれども、取り扱う個人情報を職員がやるのか、事業者がやるのかというのが、全く決まっていなくて付議をするというのは、なかなか難しいのかなというのは、事務局としてもそのように判断をしたところではございません。

よって、前回第10回の審議会では、なかなかご報告が難しかったのかなというふうに、事

事務局としては考えているところなのですけれども、そうは言いましても、なるべく情報提供ですとか、あるいは出せるような部分については、今後事務局としても改善していきたいと思えます。

【会長】担当者のほうから事務局に相談があるように、手順としてはなっていると思うのですけれども、そのタイミングを早めていただいて、何か改善策を今後考えていただいたらというふうに思います。本件は、このことはその程度で終了といたします。ご検討ください。

それではほかに、本件につきましてご質問かご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】今回アドバイザーからの意見のところに、国が配布するタブレット以外については使わないよという意見に対して、使えないのだというのではなくて使わないのだという回答になったと思うのです。ちょっとそこが気になるのですけれども、このVRSに報告を上げる際に、国が配布したタブレット端末以外の端末を使って、ここにアクセスすることが技術的に可能になっているというふうな理解をされて、その上でそれをしないというふうに言っているのか、あるいは技術的に接続ができないということをおっしゃっているのか、いずれなのでしょう。

【ワクチン事業管理担当副参事】こちらのほうで、国のほうからはできないという形の説明をきいてますけれども、ただ、本当に技術的に、いろいろなやり方を経て、やろうと思えばできるというレベルでのアドバイザーの意見だとすると、そういった可能性が否定できないということではあると思います。区といたしましては、仮にそんなことが技術的にできたとしても、国以外のものを使うということは、そのつもりはないというところです。

【三雲委員】VRSに接続するとき、どういうタブレットの画面になって、どういうふうに情報を入力するのか、ちょっと気になってはいるのですけれども、これは専用タブレットに、本当に仕様としてインストールされている専用のソフトウェアを通じて、アプリケーションを通じてでなければ対応できないようになっているのか、あるいはブラウザベースで接続ができるようになっている、あとは認証の問題だけなのか、これはいずれなのか。

【会長】ご説明、ちょっと技術的なのでどうかと思いますが、できる範囲で。

【ワクチン事業管理担当副参事】タブレットにかざして読み取るという点は確認をしております。

【三雲委員】すでに運用が始まっていて、実際に使われているタブレットの話なので、ご担当として把握されているのではないかと思うのですが。

ここでバーコードであるとか、OCRの読み取り等というふうになっていて、端的にアプリ

を使ってバーコードやOCRを読み取って、それがそのまま自動的にVRSのほうに取り込まれていくということであれば、恐らくそれほど問題はないのかと思うのですが、そうではなくて、様々な情報を打ち込んでいくという話になっていて、それが専用のアプリではなくて、接続された後にブラウザベースでそういったものをフォームに従って入れていくという話になってくると、これは別のタブレットであっても技術的には使用可能になってくると思うのです。そのあたりは、確認はされているのですか。

【ワクチン事業管理担当副参事】新宿区としましては、VRSへのアクセスにつきましては、国から配布されたシステムを使うというところなのですが、今、委員からのご指摘がございましたので、確認したいと思います。

【三雲委員】そうなってくると、先ほどの別の案件、最初に行った報告の参考資料のほうの図で見ると、VRSに対しては、新宿区のほうからLGWAN回線を通じて接続できるルートのほかに、接種会場のほうから、専用と言われているタブレット端末を通じた接続、2つの接続が可能になっていて、なおかつ新宿区が接続するほうでは、接種結果のダウンロードの参照ができることになっているわけなのです。

気になるのは、このタブレットを使ってVRSに接続するということが、一方的に接種結果の情報を、VRSに吸い上げるだけの仕組みになっていけば、それほどリスクはないと思うのですが、接種結果を含めて参照ができるような仕組みになっていた場合には、それは接種会場において日本旅行の担当の方が、接種した方に関する様々な情報を入手することが可能になっているということになり得るということ。なので、その接続がどうなっているか確認する必要があると思うのです。

さらには、別のタブレットでもVRSに接続できるという話になってきたときには、一般的に、接種会場にいるかいないかに関わらず、VRSに接続をして、端末を通じて接種結果についてダウンロードしたり、参照することができてしまうのではないかと。そういったリスクも考えなければならないと思いますので、そのあたりについても検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

【ワクチン事業管理担当副参事】今、委員からご指摘のありました、そういったリスクがないように、一方通行の話なのか、それとも双方なのか、そこら辺も含めまして、また委託業者へのセキュリティの面につきましても、確認をいたします。

【三雲委員】最後、確認していただいた上で、区としてはそういう使い方をしないのだという方針は、それはそれで結構なのですけれども、やはり双方向であって参照もできるという話に

なってくると、様々なリスクがありますので、これは国の仕様について、修正というものをお願いしていただければいけないと思うので、そのあたりについても確認をした後、対応をお願いしたいというふうに思います。以上です。

【会 長】いろいろ聞いてまた、バックしてもらってもしょうがないから、三雲委員のほうで何か、これとこれとこれとはお願いしてほしいというのがあったら、そう言ってもらったほうが早いのではないですか、今。今でなかったら後日でも、直接担当者のほうに、これとこれとこれはこういうふうにしてほしいと言ったほうが。「これはどうですか」なんて聞いて、また回答が来て、また議論していてもしょうがないので、と思うのですが。その点どうですか。

【三雲委員】要望としてはだから、接続する仕様について確認をいただいて、アップロードだけになっているということをまず確認いただきたい。それから、別の端末で接続する自治体もあるようだけれども、そのリスクについても確認をいただいた上で、もし接種会場の端末で閲覧ができる、あるいは別の端末でも閲覧ができるような状況になっているのであれば、ただVRSの仕様について、修正を国のほうにしっかり提言をしていただきたいと、それをお願いしたいと思います。

【会 長】それを前提に、何か追加の説明があればどうぞ。

【ワクチン事業管理担当副参事】今のお話につきましては確認をいたしまして、内容によっては国のほうに要望をするというところで、やっていきたいと考えてございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。伊藤陽平委員。

【伊藤(陽)委員】今の話に関わるところがちょっと気になっていたのですけれども、VRSに関するサーバ側のログ管理みたいな、サーバの不正アクセス監視みたいなところというのは、どうなっているかというのはちょっと気になりました。この左上のほうには、JT Bのほうには、やっているのだろうかなどは思うのですけれども。ここができれば多分、不正が起きたときにアラートを出すとか、そもそも不正があったら止めるという処理もできると思うのですけれども、ここがどうなっているかというのは確認されていますか。

【ワクチン事業管理担当副参事】正式にはまた、セキュリティにつきましては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠して、開発、運用を行う。その他、入力画面に対する不正入力防止機能であったり、それからその他の通信経路における情報漏洩を防止するための暗号化処理であったり、国の定めるセキュリティの保持ということは、小さい表の中でしたけれども、前回の資料の中でそういったものは示させていただいたところがございます。

【伊藤(陽)委員】これも、お願いして終わりにしようと思うのですけれども、さっき言った

ログの管理というのは、やはりやってほしいと思っています。ここができれば多分、問題にはそんなにならない、どういう形であっても、別の端末でアクセスできるという話になったとしても、そこまで問題は広がらないというか、大丈夫かなと思っているので、ここをやっていただきたいです。

あと、不正入力の話というのも、絶対大丈夫だという話があっても、今回もワクチンの、適当な数字を打つても入れてしまうみたいな話もありましたので、あまり信用ならないと思っているので、それはしっかり確認いただいたほうがいいかもしれないという気がしましたので、もし、それは余力があればいいですけども、お願いします。以上です。

【ワクチン事業管理担当副参事】先ほどのセキュリティのところ、アクセスログの保存と不正操作の追跡捜査というところで、セキュリティのほうは持っているというところがございます。

【会 長】分かりました。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。藤原委員。

【藤原委員】先ほど、いつ選定されたのかというのを聞いたのですけれども、お答えがなかったように思いますので、分かれば、いつこの日本旅行に決まったのかというのを教えていただきたいと思います。

【ワクチン事業管理担当副参事】前回の報告の時点では決まっていたというところなのですが、いつの時点で最終的に決まったかということは今、私の手元に資料がございません。申し訳ないです。

【藤原委員】分かりました。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。ないようでしたら本件は報告事項ということですので、了承ということでもよろしゅうございますか。では本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは続きまして資料の2、「障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の職員に対する新型コロナウイルス感染症のPCR検査業務の委託について（対象者の追加等）」であります。まず説明者は資料を確認の上、ご説明ください。では、資料2についてご説明ください。

【介護保険課長】介護保険課長です。資料の、まず確認をします。資料2として、ホチキスどめで7ページまでのもの。それから資料2-1という形での図表の2つになります。

それでは、おめくりいただきまして、事業の概要のところから説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症のPCR検査の業務委託という形です。担当課は障害者福祉課、それ

から介護保険課及び教育調整課という形になります。

目的ですけれども、区内の障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所に勤務する介助・介護する従事者、それから新たに区立新宿養護学校に勤務する教員、職員について、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を行うということにより、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図るというものです。対象は、今申し上げましたように介助・介護する事業所に勤務する職員と、養護学校に勤務する教員、職員という形になります。

事業内容としては、区では令和2年度に、感染すると重症化するリスクの高い高齢者、障害者に対する感染予防対策という形で介助・介護する職員に対する検査を行ってきました。これは令和2年度第6回の、こちらの審議会のほうで了承をいただいたところです。ただ、いまだ感染症の収束が見られないという形で、令和3年度においてもこの事業を実施することになりまして、今までの対象者に加えまして、養護学校に勤務する教員・職員については、やはり感染すると重症化するリスクの高い児童・生徒との接触が不可避である業務という特性を有していますので、新年度に当たり、こちらの教員・職員に異動及び児童の入学があるということ considering、PCR検査の対象という形で、加えさせていただきます。

この業務の委託につきましては、令和2年度にやりました事業者を引き続きやっていただくという形でございます。

2番の委託内容でございますが、まず(1)、1つ目の事業者として国立研究開発法人国立国際医療研究センター、こちらのほうはアからエに書きました、PCR検査の体制整備、検査センターとの調整、結果データの管理と再検査の実施・結果の報告という形の業務内容になります。

(2)、SB新型コロナウイルス検査センター株式会社、こちらのほうは唾液を採取するキットを事業者に送付をしまして、PCR検査自体を実施して、結果を報告するという、国際研究センターとの調整というような形になります。

対象者数、まず(1)の、今までの形の介助・介護をする従事者については約5,000人、養護学校の教員・職員については約90人という形になります。個人情報の流れは、資料2-1のとおりです。

この業務、すぐに4月から始めるというような形になりましたので、緊急性があったという形で、報告が遅れたということについて、お詫び申し上げます。

【教育調整課長】教育調整課長です。ここからは私が説明いたします。3ページ、別紙（業務委託）こちらにつきまして、昨年度の第6回の審議会です承いただいた内容から、今回変更と

なった部分につきまして、ご説明をさせていただきます。別紙をご覧ください。なお、変更箇所につきましては、太字のゴシック体で下線を引いたところになっています。

初めに保有課ですが、個人情報の保有課に教育調整課を追加いたします。

次に、委託に伴い事業者処理させる情報項目のところ、対象者に新宿養護学校に勤務する教員及び職員（スクールバス乗務員を含む）を追加いたしました。

次に4ページをご覧ください。一番上の委託の開始時期及び期限を、令和3年4月1日から令和3年6月30日までといたします。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、これ以降も同様の業務委託を行う場合がございます。

続きまして、PCR検査業務委託に係る個人情報の中身につきまして、ご説明をさせていただきます。資料2-1をご覧ください。

まず、全体の流れにつきましては、前回第6回の情報公開・個人情報保護審議会でご説明した内容から変更はございませんが、今回新宿養護学校に勤務する教員及び職員が追加されましたので、改めて資料を使ってご説明をさせていただきます。この後、図の中の⑩、ご説明のほうを進めてまいります。

まず初めに①のところになりますが、新宿養護学校より委託事業者であるSB新型コロナウイルス検査センターに、検査の申込みと唾液採取キットの送付依頼をメールで行います。そういたしますとその後、②のところですが、検査センターより検体IDのついた唾液採取キットが郵送されてきます。

そして、新宿養護学校におきまして、この検体IDと職員の氏名をひもづける管理表を作成いたします。なおこの管理表につきましては、新宿養護学校内で管理するもので、委託事業者には送付はされません。

そして④のところ、郵送されてきた唾液採取キットを職員に配付し、職員が唾液を採取いたします。⑥としまして、唾液採取後のキットを宅配便で委託事業者に送付いたしますと、検査センターにおきましてPCR検査を実施し、⑧検査実施後、検査結果を、左側の新宿養護学校事業所の図の右側に記載がございます、国立国際医療研究センターへ送付をいたします。

なお、このときに送付される情報につきましては、一番下の※1に記載がございますように、検体IDと検査日、ウイルス量を推定するCt値、そして再検査の要否となっております。

続いて図の⑨に行ってくださいまして、新宿養護学校ではこの検査結果と職員とのひもづけを、管理表を使って行い、再検査が必要な職員を確認いたします。ここで再検査が必要な職員がいた場合には、⑩といたしまして、検体ID、氏名、性別、生年月日、国籍、国立国際医療

研究センターの受診歴を、電話またはメールで研究センターのほうに情報提供いたします。

そうしますと、研究センターのほうでは提供された情報をもとに、あらかじめカルテを作成しておき、⑬、再検査が必要な職員が国立国際医療研究センターに来院いたしますと、再検査を実施した上で、⑮で再検査の結果を本人に電話または郵送で通知するとともに、委託者である区に対しても、⑯のところになりますが、検査結果について情報提供をするものでございます。

なお、このときに報告される内容につきましては、同じく※2にございますとおり、検査数と要再検査数、陽性率となり、この中に個人情報に含まれないものでございます。説明は以上でございます。

【会 長】何か本件について、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

【藤原委員】感染すると重症化するリスクの高いところに対して、こういう検査をするということは非常に必要不可欠だと思うのですが、実際にこれ、運営としては、今まで障害福祉とか介護サービスの事業所の方、それから養護学校の教員、職員の方に、どれくらいの頻度で行っていたかということと、それから今後追加される養護学校の教員・職員の方にはどれくらいの頻度で行うのか、簡単にご説明いただくと助かります。

【会 長】ご説明を。発言するときは肩書を述べてから発言してください。

【介護保険課長】介護保険課長です。これまでの事業のところ、3月までというところについては、大体のところは1回実施、2回やった事業所もあります。

それで、今年度4月からやりますのは一応1回の予定ですがけれども、予算や時期、6月までという形で1回、都のほうの区切りがありますので、その範囲の中でできるというふうに思っていますので、2回できるところがあるかもしれないというような状況です。

【教育調整課長】教育調整課長です。新宿養護学校の教員についてご説明いたします。新宿養護学校では、昨年度の実施はございません。今回が初めての実施となっています。それで、介護施設等と同様に、6月末までにという条件の中で、2回実施をできればということで考えてまいりました。

それで、方法につきましてはまた東京都からの補助の状況であるとか、予算の状況も加味しながら、学校ですので、可能ならば学期ごとで1回程度が目安になるのかなというようなところを考えているところでございます。

【藤原委員】やらないよりはやったほうが良いと思うのですが、ただ、先ほどの事業内容の説明のところにあるように、やはり重症化するリスクのことを踏まえてこれをやるということで

あれば、回数をもうちょっと増やしたほうがいいと思いますので、そこは増やすようお願いしたいと思います。

それで、きちんとこれ、全体の事業の、検査をして再検査等々というふうになっていますけれども、これは今まで再検査ということで、未然に感染拡大が防がれたという事例があったのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】介護保険課長です。これまで陽性者は1人も出ていないという形なので、再検査という形になった人は、該当者はいません。

【藤原委員】分かりました、ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】陽性の疑いがあった場合再検査をするということで、再検査をして、仮に陽性となった場合、その発生届というのは、研究センターのほうから出されるという認識でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】介護保険課長です。医療機関が発生届を出す形になっていますので、国立国際医療研究センターのほうが出すというふうになります。

【三雲委員】そうするとこれ、取り扱う情報ということについては、この方が陽性であるということと、あと発生届に書くべき情報項目も、これは取り扱う情報項目として入れておく必要があるのかなと思うのですが、この資料2の3ページのところの情報項目として、これで足りているのかということ。

あと、資料2-1の図のほうで、区に対する報告（個人情報なし）（※2）検査数、要再検査数、陽性率のみを記載すること。これもその運用に関わっているのか、その点についてお伺いしたいのですけれども。

【会 長】ご説明を。

【介護保険課長】介護保険課長です。再検査自体は私どもが委託しているという形ではありませんので、そこからがもう病院の、検査も病院の行為という形になっていますので、こちらには書いていないという状況です。

ただ、流れの中では、そこまで含めないとなかなか理解が難しいと思いましたので、そこまで入れて作成をいたしました。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでした

らこれも報告事項ですので、了承ということによろしゅうございますか。では本件も了承ということで終了といたします。ご苦労さまでした。

それでは次に資料3、「(仮称) 地域資源情報管理システムの導入等について」であります。それでは説明される方は、資料を確認の上ご説明ください。どうぞ。

【地域包括ケア推進課長】 地域包括ケア推進課長です。本案件で使用する資料は、資料3及び資料3-1でございます。資料の過不足等はございませんでしょうか。それでは資料3のほうをご覧ください。

本システムの目的ですが、2ページ目のところになります。目的としましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えまして、地域包括ケアの考え方をさらに進めていく必要があることから、医療機関や介護サービス事業所、「通いの場」等の地域資源情報の発信を強化し、地域で支え合う仕組みづくりを推進するために導入するというものです。そのうち、今回対象となりますのは、「通いの場」の運営団体の関係者の情報となります。

事業の概要としましては、現在各担当課のシステムが個別に保有・管理している最新の地域資源情報を、本システムで一元的に管理・提供することで、高齢者等が主体的に健康づくりや介護予防等の活動に取り組める環境を実現します。さらに、関係機関や専門職等の多様な主体が、本システムを活用することで、区民サービスの向上も図ってまいります。

一元化のイメージとしましては、2ページ下部の図表のとおりとなっております。今回の対象件数としましては、個人情報を含む「通いの場」関係者の情報が約500件となっております。

システムによる個人情報取扱いの流れについては、資料3-1をご覧ください。3-1のほうなのですが、まず初めに①としまして、区から社会福祉協議会へ「通いの場」の情報を送付いたします。その際データについては、暗号化をさせていただきます。続いて、社会福祉協議会から②として調査票を、「通いの場」関係者へ送付いたします。その後、調査票の提出を受けまして、社会福祉協議会でデータを入力、CD-Rのほうを作成してまいります。⑥のところですが、それを区のほうに提出していただきます。

区から再度、医療機関等の情報と併せまして、システムの受託業者へデータを送付させていただき、受託業者が地域資源情報管理システムのほうへアップロードをするという流れになっております。その詳細につきましては、資料3の4ページのほうへお戻りください。

まず諮問事項としまして、(仮称) 地域資源情報管理システムの導入についてです。登録業務名称は、(仮称) 地域資源情報管理システム電算開発・導入業務となります。記録される情報項目につきましては、「通いの場」の運営団体の関係者の氏名、住所、電話番号、FAX番

号、メールアドレスとなります。新規開発の理由及び内容については、先ほどの説明と重複しますので、ここでは割愛させていただきます。

主な個人情報対策としましては、区から提供された電子的媒体は施錠できる金庫、またはキャビネットに保管させます。そして委託事業者が本システムを操作する際は、事前に作業内容の報告を求めまして、区が承認した後に実施をさせるという形をとります。

委託先の事業者に対して、事前に、従事前に情報セキュリティ研修のほうを行わせませす。個人情報をアップロードする際は、ダミーデータを使って検証を行うといったことを徹底いたします。

また、システム上の主な対策としましては、ウイルス対策用のソフトを導入し、最新の更新プログラムやOSのセキュリティパッチを適用させるほか、個人情報を含む通信を行う際は、データを暗号化させ、ログ監視ソフト等によりパソコンのログを収集させるといった対策を講じます。

続いて、報告事項としまして、(仮称)地域資源情報管理システムの運用・保持等業務の委託についてご説明します。6ページのほうをご覧ください。

処理させる情報項目は先ほどと同様です。委託の内容としましては、システムの運用・保守業務及び「通いの場」情報のアップロード業務委託となります。主な情報保護対策としましては、先ほどと同様ですので、記載のとおりとなります。

最後に、「通いの場」に関する調査等業務の委託についてです。8ページをご覧ください。こちら、委託先は新宿区社会福祉協議会です。処理させる情報項目は、こちら先ほどと同様の項目となります。委託理由としましては、「通いの場」運営団体の支援等を担う、社会福祉協議会に業務委託をすることで、システム導入時からその後の継続的なアプローチを効果的に行うことができるため、こちらのほうにお願いするものです。

委託の内容は、「通いの場」に関する調査及び2年ごとの再調査業務となります。主な情報保護対策としましては、先ほどと同様に記載のとおりでございますが、運用上の対策の6番、「通いの場」の関係者情報が変更になる場合ですが、この場合、関係者自らあらかじめ付与されたID、パスワードにより、速やかに更新作業を行うことで、不要な個人情報が放置されないようにいたします。ご説明については以上になります。

【会長】すみませんけれども、「通いの場」というのが何か、全然イメージが湧いてこないのです。誰かが、区の施設に通うということでしょうか。

【地域包括ケア推進課長】それについては、資料のほうの2ページをご覧くださいなのです。

が、2 ページの下部のほうにあります図表の一番下ですね。区が所有する「通いの場」の情報のデータというのがあるのですが、いわゆる地域サロンですとか、あと高齢者が交流するための交流活動の場で、団体や場所等の情報、そういったものの情報になります。

【会 長】情報なのですか。場所はなくて、区に何か情報が登録されている、その登録を利用するとか、どういうことですか。

【地域包括ケア推進課長】「通いの場」自体は場所になるのですけれども。

【会 長】場所ですよ。

【地域包括ケア推進課長】はい。そちらのほうを運営されているのが、いわゆる区民の方ですとか、地域の団体の方ですとか、そういった方々が運営されております。

【会 長】何をするのですか、そこで。スペースがあって誰でも、多目的に何でも使えるという話ですか。

【地域包括ケア推進課長】先ほど言ったように、地域サロンのようなイメージで、そこに高齢者の方が集まって、いろいろな交流をしたり、あとは場合によってはゲームをしたり、囲碁をしたり将棋をしたり、そういったような、健康づくりと介護予防のための取り組みを行ったりする場になります。

【会 長】それを利用するのに、利用者が登録か何かをしているのですか。

【地域包括ケア推進課長】利用者自体、登録はないのですが、その「通いの場」の運営されている団体の関係者の情報を、今回システムのほうに登録したいということです。

【会 長】その「通いの場」の運営団体が、区と契約ですか。

【地域包括ケア推進課長】契約というわけではないのですが、登録というような形になります。

【会 長】登録。その場所は、とにかく区の施設ですか。

【地域包括ケア推進課長】区の施設とは限らないです。

【会 長】限らない。その運営団体が自分で場所を設定するのですか。

【地域包括ケア推進課長】はい。

【会 長】その「通いの場」という運営団体が登録制度を行っている。

【地域包括ケア推進課長】そうですね。今回「通いの場」の運営団体の情報も含めて、あと医療関係者ですとか、医療機関ですとか、介護事業所ですとか、そういった全ての情報を一元的に、データベースのほうに登録して、皆さんでご活用いただけるような形にしたいということです。

【会 長】「通いの場」を運営するって、区に登録制度か何かがあって、それで登録すると

援助される。お金が出て、それで運営しているのですか。

【地域包括ケア推進課長】 実質ボランティアという形でやっただいていただいているところであり、区からお金が出るということはないですね。

【会 長】 区に登録があるのですか。もう一度聞きますけれども、「通いの場」を運営する団体というのは、まず区に登録されているのですか。

【地域包括ケア推進課長】 区に登録している団体もございますし、されていない団体もござい、ますが、今回改めてデータベースをつくるに際しまして、調査をかけさせていただいて、できるだけ登録をしていただくような形にしたいと考えています。

【会 長】 「通いの場」というのは、区でつくった資格ですか。そうでなくて、向こうが勝手にやっているということなのですか。

【地域包括ケア推進課長】 区でつくったというよりは、皆さんが行っていらっしゃる地域サロンですとか、そういったものの総称を「通いの場」という形で呼ばせていただいているということです。住民主体で取り組んでいるので、あくまで自主的な団体でやっております。

【会 長】 住民主体で、何で区がこれに関与するのですか。それも分からない。

【地域包括ケア推進課長】 そういった「通いの場」という団体を育成していくというような形が、国のほうの指針として示されているような形でありまして、区のほうが主体になって、今回そういったデータベースを活用して、「通いの場」のほうの利用を促進していこうというところでございます。

【会 長】 運営団体、そういうところを勝手にやっているところを、区のほうでちょっと規制でも何でもいいですけれども、管理しよう、監督しよう、ということですか。

【地域包括ケア推進課長】 監督と言ってしまうと語弊があるのですけれども、監督というよりはむしろ、そういった情報を集めて、いろいろ有効に高齢者の方に使っていただいて、より広めていきたいというところでございます。

【会 長】 私には分かりませんが、分かっている方が半分はいるでしょうから。何か質問とご意見ありましたらどうぞ。

【藤原委員】 大変有意義な事業だとは思いますが、ほかにも、今までもいろいろこういうシステムの統合というのがあったと思うのですが、システムが統合されることによって、網羅的に何かデータが抜かれてしまったり漏れてしまうということがないように、どういう工夫をしているのか、簡単にご説明いただければと思います。

【地域包括ケア推進課長】 ただいまデータ等の漏洩ということがないかどうかというお話なの

ですが、こちらのほうの資料にも書かせていただきましたが、まずは契約の段階で仕様上、そういったデータ漏洩をしないように、データを扱う方々の管理、IDやパスワードによる利用制限、そういったものは徹底させるように契約上でまずうたってまいります。

その上で、データの受渡しをする際にも、先ほどお話しましたとおり、必ずデータに暗号化を施して、パスワードを施した上で受渡しをするという形で、当方と相手側以外のところにデータが漏洩しないように、気をつけてまいります。

【藤原委員】9ページの「運営団体の関係者情報が変更になる場合」というところで、変更になった後に訂正等をされないことに対する対応策ということというふうに理解したのですが、これは結局、取扱者とかから離れた方がアクセスできなくなるような仕組みになっているということでしょうか。

【地域包括ケア推進課長】例えば運営団体でデータの更新をしていた方が団体から離れた場合、そういったケースも想定しまして、定期的にパスワードのほうはこちらのほうで更新をかけたものを、団体のほうには送らせていただいて、とにかくパスワードが実際に使われる方以外のところに漏れないように気をつけてまいります。

【藤原委員】分かりました、ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。三雲委員。

【三雲委員】この地域資源情報データベースに載る情報というのは、区民の閲覧が可能であって、それを見ていただいて、気に入ったところとか、気になったところに参加いただくということだと思うのですが、そうするとここに出ているもの、取扱情報項目、氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、これはいずれもデータベースの上に乗っかって、公開されることを予定されているのか、あるいはこれらのうちのいずれかについては非公開を予定しているのか、どちらなのでしょう。

【地域包括ケア推進課長】今回ご提示させていただきました情報項目につきましては、基本的にはその「通いの場」を利用する際に、問合せ等に必要な情報というふうに考えておりますので、全て見られる形で提供したいと考えております。

【三雲委員】先ほど、非常に厳格な管理をするということをおっしゃっているところで、公開になることを前提にして収集をさせていただくと、そういうことでよろしいですか。

【地域包括ケア推進課長】そのとおりでございます。こちらのほうからお願いをする際に、そういった点も踏まえてお願いします。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございませんか。それではこれは諮問事項と報告事項、管

理システムの導入については諮問、それから業務委託については報告ということですが、皆さんご意見がなければ、諮問事項については承認、報告事項については了承ということによるしゅうございますか。では本件はそういうことで終了です。ご苦労さまです。

それでは次、資料4、「オンライン講座実施に伴う新宿区立シニア活動館及び地域交流館の指定管理に係る情報項目の追加について」であります。それでは説明される方は、資料を確認の上ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】それでは、オンライン講座実施に伴う新宿区立シニア活動館及び地域交流館の指定管理に係る情報項目の追加についてご説明をいたします。本案件に使用する資料は、資料4及び資料4-1でございます。資料の過不足等はございませんでしょうか。

それでは資料4をご覧ください。まずページをめくっていただきまして、資料の2ページをご覧ください。まずこちらの、新宿区立シニア活動館及び地域交流館の指定管理ということなのですが、まずシニア活動館というのは4館、区のほうで今運営しております、高齢者の地域交流のための活動の施設となっております。その中に地域交流館というのがございまして、こちらのほうで今回扱っております個人情報のほうに、一部追加をさせていただくということになります。

まず、本案件の概要としましては、シニア活動館及び地域交流館での指定管理業務を指定管理者が行うことについては、もう既にご了承を過去にいただいているところでございますが、このたび新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控える高齢者に対しまして、指定管理者によるオンライン講座を実施するに当たり、新たに受講者のメールアドレスを取得する必要が出てきたため、取り扱う情報項目の追加を行うというものでございます。

対象となるのは、シニア活動館では、区内に住所を有する50歳以上の方、地域交流館では同60歳以上の方で、今年度は約300人のオンライン受講を見込んでおります。

個人情報取扱いの流れについては、資料4-1をご覧ください。今回、オンライン講座に関して取得する情報項目は、利用者番号及びメールアドレスということになります。その申込みを受けた指定管理者が、そういった情報の入力を指定管理者のパソコンのほうに行いまして、講座受講者ごとにオンライン講座のURLとパスワードをメールで送付しまして、オンライン講座を受けていただくという形になります。

詳細につきましては資料4の3ページにお戻りください。各施設の指定管理者の名称及び、指定管理者の開始時期等は記載のとおりになっております。指定管理者が取り扱う個人情報の項目は、これまでに承認済みとなっている記載の情報に加えまして、今回メールアドレスを新

たに追加させていただきます。

4ページをご覧ください。指定管理者の主な情報保護対策としましては、提供された情報については施錠できる金庫またはキャビネット等に保管する。また、受講者へのメールの送信は1件ずつの個別の送信としまして、BCC等の設定ミスによるメールの誤送信を防ぐといったことを徹底させます。

また、システム上の主な対策としましては、ファイアウォール等による保護対策を講じさせるとともに、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させるほか、申込者情報が記載されたエクセルのファイルはパスワードを設定させるといった対策を講じさせます。

区が行う情報保護対策についてもほぼ同様の項目で、記載のとおりとなっております。説明については以上でございます。

【会 長】 それでは事務局のほうから、セキュリティアドバイザーのご意見を。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。3つ目の案件になります。アドバイザーのほうからは、BCCの設定ミスによるメールの誤送信について助言がありました。先ほど課長のほうから説明がありました、メールでの送信のフローがございますので、そちらの部分でございます。

メールを送信する際に、誤送信を防ぐため、メールの自動配信ソフトの利用や、それが難しくれば1件ずつの送信などの誤送信対策というのをしっかり講じることということでアドバイスをいただいております。それに対する担当課の対応でございますけれども、講座受講者へのメールの送信については、1件ずつの送信とし、BCCの設定ミスによるメールの誤送信を防ぎたいということで回答いただいております。以上です。

【会 長】 それでは何か、本件についてご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 このメールのやり取りについては、よく分かったのですが、今回、講座のURL、パスコードの送付ということをオンライン講座でやられるということで、恐らくZoomか何かを使ってやられることとなると思うのですが、このZoomを活用したオンライン講座を実施するに当たって、多分個人情報というものが行き来することになるのではないかと思います。この点について、区のほうではどういった整理をされているのか教えてください。

【会 長】 では事務局のほうから。区の全体について、どうやっているか。

【区政情報課長】 区全体の考え方ということで、事務局のほうからお答えさせていただきます。

昨年の夏以降、オンラインの必要性ということで、Zoomによる会議ですとか、リモート

の取扱いということで、情報システム課も交えまして、区のほうで一定の方針ということで、出させていただいているところなのですけれども、基本的にZ o o m会議でのやり取りをする内容については、個人情報を扱うものについては避けるようにという、基本的な方針を出させていただいております。

Z o o m会議に参加をする方の、例えばメールアドレスですとかその辺については、インターネットのメールを使ってということはありませんけれども、Z o o mのその画像といいますか、動画の中で個人の特徴がされるようなもの、あるいは個人情報を取り扱うような内容については、区のほうでは行わないということで整理をさせていただいているところでございます。

【三雲委員】そうすると、講座の中で、例えばY o u T u b eを使って講座を配信する場合に、一方的に情報が流れてくることになるので、個人情報は行き来しないと思うのですが、Z o o mを使った場合には、参加者の方からの発言であるとか発信といったものもある中で、当然個人情報というものがその中で取り扱われることもあると思いますし、またZ o o mの会議というのは録画もできるということになって、機能としてあるわけなので、当然主催する側が録画した場合には、その扱いというのは問題になってくると思うのですが、このあたりについてはどういう整理をされることになっているのでしょうか。

【会 長】分かれば、事務局のほうですね、どうぞ。

【区政情報課長】なかなか個人情報のというのが難しいのですけれども、基本的な考え方は先ほどご説明したものになりますが、区のほうで事例として出していますのが、例えばケース会議というようなものを、必要性に駆られまして、例えばケースワーカーさんと関係者でやるような場合については、個人名が出ないような形でのディスカッションをしていただくとか、扱う会議の内容ごとに、区政情報課のほうにご協議をいただいて、そちらのほうで対策ですとか、それからセキュリティ上の対策については情報システム課のほうにアドバイスをして、必要がある場合には実施せざるを得ないということもございますので、こちらのほうでサジェスションをさせていただいていると。こういった一般的な講座については、基本的には認めているというふうに考えております。

【三雲委員】今後こういったものが増えてくる中で、講座の中で取り扱われる個人情報、参加者の方の発信されている内容とか、顔であるとかお名前であるとか、こういったものをどう取り扱うか、また課題が出てくると思いますので、指定管理者の側での個人情報の取扱いになると思いますから、少し気をつけていただければと思います。以上です。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ありますか。

【藤原委員】これ、オンライン講座を使うということですが、何らかの形で個人情報が承諾なしに出てしまった場合の対応策というのは、どのようになっているのでしょうか。リアルタイムだけでやるのか、Y o u T u b eとかを使えば事後的に見たりすることもできたりもしますけれども、そういう、ネット上に講座受講者が見るものに関して、不本意な個人情報が流出した場合の対応というのを、簡単にご説明いただければと思います。

【区政情報課長】一般的な対策とかになってしまうのですが、基本的に事前の対策としては、個人情報が出ないように、背景ですとか発言の中身に固有名詞を出さないとかというようなルールを決めさせていただいて、それを遵守していただくと。不用意な発言ですとか、本当に故意なく誤ってというようなことがあろうかと思いますが、その辺は再度事務局も、情報システム課と併せまして、連携しながら庁内にその辺の運用を徹底させていただきたいというふうに思っております。

また、参加者の方に対しても、そういったようなことを十分気をつけていただくように周知をした上で、ご参加いただくというようなことが必要かなというふうに思いますので、気をつけたいと思います。

今後オンラインのイベントですとか、フォーラムのようなものが増えてまいりますので、今のところ、ライブ配信というのは少ないのですが、今後増えていくということも予想されますので、ちょっと気をつけて、徹底していきたいと思います。

【会 長】どうぞ、追加の説明ですか。どうぞ。

【地域包括ケア推進課長】私どものほうでは、まず本名をZ o o mのほうに表示しないように利用者の方にはお願いして、ハンドルネームですとかニックネームですとか、そういったものをお願いします。それと、どうしても顔が映るのは困るという方がいれば、事前に言っただけであれば、Z o o mのほうの設定で画像は切るような形でやることも可能ですので、そういった対策は講じたいと思っております。

【藤原委員】説明ありがとうございます。どうしても講座の性格上、ご高齢の方ということになりますので、得意な方、不得意な方いらっしゃると思いますので、ある意味利用についての支援というのですか。そういう部分もしっかりと進めていただければと思います。以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、これも報告事項ですので了承することよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。

次は資料5、「新型コロナウイルス感染症の早期発見のための症状と検査結果の調査に係る

個人情報の取り扱いについて」であります。それでは説明される方は、資料のご確認の上ご説明ください。

【区政情報課長】説明の前に、事務局より事前のご説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本案件につきましては、区保健所に東北大学のほうから、新型コロナの早期発見のための研究への協力依頼というのが、このたびございました。この協力依頼に当たりましては、新宿区の保健所が開設をしております、新型コロナウイルス検査センター、PCRの検査センター、こちらで検査を受けた方に調査協力をいただくという内容の研究になりまして、区が依頼に対し、協力をしているというようなものになります。

この研究に当たりましては、検査を受けられたご本人の同意に基づく調査協力というようなことですので、本来この審議会に付議をするというような案件ではないのですけれども、ご本人同意とはいえ、区のPCR検査センターの事業での調査研究ということ、それから提供する情報項目がセンシティブな情報であるということがございまして、本人同意の方法も含めまして、適切にそれから安全に調査が行われるように、やはりご助言をいただければというようなことがございましたので、通常の付議案件にはないのですけれども、事務局も今回入りまして、改めて整理をして、付議を本日させていただくものでございます。経緯といたしましてはそのような経緯でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。それでは担当課の説明に入ります。

【保健予防課長】保健予防課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

今、事務局の区政情報課長からご説明いただきましたように、今回区政情報課の皆様とご相談をさせていただきまして、より適切かつ安全な形で、ご本人同意に基づく外部への情報提供を実施するため、改めて運用について整理をいたしましたので、皆様にご意見を賜りますと幸いです。

資料につきましては、説明資料が資料5、資料5-1、5-2、5-3、参考5-1、5-2を用いまして、ご説明をしていきたいと存じます。

まず、資料5に基づきましてご説明をいたします。区では令和2年8月から、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のために、新型コロナウイルス検査センターを開設、運営しております。

このたび、東北大学大学院医学系研究科微生物学分野から、この感染伝播の危険性が高い新型コロナウイルス感染者の臨床の経過、言わばどのような症状がある方が、例えば咳や発熱などの症状をお持ちの方が、どのような感染の広がりを起こすかといったことを、研究によって予測をす

ることができるようなものを見つけて、早期介入、こういう症状が出たら早目に病院を受診するであるとか気をつける、そういったことが区民の皆様、ひいては国民の皆様にお役立てできるような、そういった指標を開発するため、調査の協力依頼が区のほうにございました。

つきましては、区と東北大学との間で、個人情報の取扱いをするために、調査内容と個人情報の扱いのことを、下記のとおり整理をしまして、ご報告いたします。

まずこの研究についてでございます。研究テーマ、今申し上げたとおりでございます。感染の初期の症状と検査の結果に関する調査でございます。目的も今申し上げましたとおりでございます。

調査項目については、東北大学がアンケート調査で収集する項目でございます。新型コロナウイルス検査センターで検査を受けた後の方、受検者に対しまして、東北大学研究員の方が、研究の内容について説明の資料を用いて説明をいたします。説明を受けた上で、ご本人が同意をされた上で、調査票、アンケート用紙で、どのような症状があったかなどについて、ご本人に書いていただくような調査票をお配りいたします。

②、東北大学が区の保健所から収集する項目でございます。ご本人ではなく、保健所が東北大学にお渡しする項目でございます。東北大学に保健所からお渡しする項目としましては、新宿区検査センターID、これは検査センターでつくっております整理番号です。検査を受けた人を間違えないように、番号を振っております。これを検査センターIDと申し上げます。

調査票の配付の日付、そしてこの検査センターで行っておりますPCR検査の結果、また結果が判明した日、また感染が起きたと推定される集団や場、その種類、受検者から他者に感染した可能性の有無、最後に受検者から感染があった人の人数、数のみです。これについて保健所から東北大学のほうに、個人が特定されない形で情報をお伝えします。今、資料の3ページ上段をご説明しております。

ここで、※区保健所と東北大学は、受検者に対するご本人の同意に基づいた上で、検査センターで配られた検査センターIDにて情報の同一性の確認を行います。このIDは、この同一性の確認のためにのみ使用するものでございます。

(4) 調査期間でございます。令和3年2月から、目標の陽性者数100名に達するまでです。

(5) 研究方法等です。本研究の主体であります東北大学が収集した調査情報については、PCRが検査陽性であった方と陰性であった方の中で比較をいたしまして、結果に基づいて、どのような方が多くの人に感染を起こしてしまうような症状があるかといった研究の成果を得

るところです。本研究は東北大学のみで行い、調査情報の第三者提供は行いません。

(6) 研究結果です。個人を特定できない形で、科学雑誌等で一般に公表される可能性がございます。また、厚生労働省を初めとする行政機関、全国の保健所、国立感染症研究所及び関連する医療機関との間で、統計解析の結果を共有する可能性がございます。

2. 区の個人情報に関する安全対策でございます。区保健所は、文部科学省・厚生労働省が定めております、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に基づいて、東北大学が研究を行うということを認めております。※のとおりでございます。医学系研究として活用することに関して、東北大学に対しては、この文部科学省・厚生労働省の倫理指針に基づいて研究を行うように申し入れて、確認をしております。

情報の提供先の宛先は間違いのないように、新宿区保健所、あるいは東北大学という形で明記をいたします。

②、当該研究の実施について、アからキまでの事項を、研究の対象となる方、この研究に協力してくださる方に対して通知をして、公開をいたします。ページをめくっていただきまして、最後のページ、4ページでございます。アからキにつきまして、アは情報の利用目的や意義、利用方法、または情報を利用し、保健所から提供を受ける調査の項目、そして情報を利用する者の範囲、情報の管理について責任を有する者の氏名または名称及び連絡先、研究に協力いただく際の利益と不利益、対象者が同意した後であっても、対象者またはその代理人の求めに応じて、対象者の情報の利用または区保健所からの収集を行わないこと、上記カの対象者またはその代理人の求めを受け付ける方法といったものを、この研究に協力いただく方に対して、きちんとご説明をするということを、まず大前提としております。

最後です。本調査研究においては、個人情報の取扱いに十分に配慮します。区保健所から東北大学に提供する情報は、本研究以外には使用をさせません。

電子メールにてファイルを送信する際、複数名で送信先・送信内容を確認、パスワードを付してデータを暗号化いたします。

東北大学への回答用ファイルを送信した後、保健所は回答用ファイルの電子データを即時削除しまして、回答に当たっての決裁文書、紙の資料につきましては、鍵付きのキャビネットに保管、研究終了後5年後まで保管しまして、その後廃棄をいたします。

そのほかの資料でございます。資料5-1が、検査センターで検査を行った後に、この研究についてご説明をするための資料でございます。こちらに先ほど申し上げましたように、調査項目及びその取扱いについて明記をしております。また、裏面おめくりいただきまして、この

研究について辞退をしたいとお思いになった方は、すぐに連絡がとれるように、研究実施機関の連絡先を明記しております。こちらで受付を行っております。

続きまして資料5-2、これが検査を受けた方の、どのような症状があるか、どのような持病をお持ちかなどの内容を、ご自身がお書きになるアンケート項目、調査票でございます。こちらはまず、ご本人が同意の上でこの調査票を書き込むという形式をとれるように、一番上段のところには、この研究内容のご説明であるとか、この項目の取扱いについて、再度説明をしております。研究協力について同意をしますとチェックをいただいている方のみ、この調査票を研究に活用いたします。

続きまして資料5-3、これまでご説明をいたしました個人情報の流れについて、図示をしているものでございます。検査センターで検査を終了した後の方に、東北大学の調査員の方が、研究説明書をもとに研究のご説明をいたします。研究に同意をされるという方にのみ、東北大学がこのアンケート用紙調査票に、検査センターIDを貼付しまして、ご説明をいたします。このとき調査書類を一式お渡しします。ですので、研究に協力をいただいた方にのみ、この調査票をお渡しする。まずここで同意を得るところです。

調査書類の中には、区からのご説明と、区に提出するための同意書を同封しています。ここで、区に提出するための同意書を提出いただきます。これは区のほうで管理をいたします。区のほうでは、この同意書の提出があった方のみ、区からの情報を東北大学に提供いたします。

この調査票を受け取った方は、帰宅後にアンケート用紙に記入をして、回答に同意をした方のみ、東北大学に調査票を送付いたします。この時点でも回答に同意しない方は、調査票を送る必要はございません。

保健所のほうでは、もともと感染症法に基づきます疫学調査を、全ての保健所が受理した感染届に基づきまして調査を行っております。これは区のPCを用いまして、セキュリティを高く維持した形で情報をきちんと保管しております。その保管情報から、この研究に必要な項目のみ、個人の特特定ができない形で、回答用ファイルとしてデータを暗号化して、パスワードを付与した形で東北大学に提供するという形で、最終的には研究に資する情報が東北大学に集約されます。

最後、参考の2枚でございます。参考5-1は、一般的にPCR検査が終わった方に対して、検査センターでお渡ししている注意書きでございます。

最後、参考5-2でございます。これが区から東北大学の研究について協力することに係る説明書き、検査を終えられた方にお渡しする同意書でございます。こちらでも、この個人情報

の扱いについてのご説明、そして研究への協力はいつでも辞退することができること、また調査票を送った後に辞退する場合も、研究説明書の最後に記載された研究実施機関連絡先にご連絡をください、そういった旨をご説明の上で、最後に検査センターIDを書いていただいて、これをいただいた方のみ保健所から東北大学に情報を提供するという形の文書となっております。ご説明は以上でございます。

【会長】 それでは本件について、ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

【おぐら委員】 多分皆さんもそう思ったのではないかと思うのですが、QUOカードをお送りするというので、前段階では住所氏名をお聞きしないと言って、最後にお聞きして個人の特定ができるような場面ができてしまう。これに対する対応はどのようになっているのでしょうか。

【保健予防課長】 ご説明が不足しておりまして大変恐縮です。今おっしゃっていただきましたように、この調査票への記載に関しての謝礼ということで、QUOカードをお配りしています。このQUOカードをお渡しするための封筒に、送付先の住所、氏名を書いていただく形なのですが、これは東北大学のほうに送達後、QUOカードの送付のための封筒と、調査票自体はすぐに分けて、両者が一致しないような形で処理をいたします。

このQUOカードの宛先については、必ずしもご本人宛の送付先でなくても構わないという形です。QUOカードを受け取るところが、必ずしもご本人ではないというところがございますが、東北大学での処理の方法につきましては、封筒が届き次第すぐに分けて処理をするという形で対応いたします。

【おぐら委員】 多分それは十分説明しないと納得していただけない部分だと思いますし、やはり住所と名前を書くということに抵抗のある方がたくさんいらっしゃると思います。その辺の対応をしっかりといただくのが必要かと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、途中で辞退できますということなのですが、それは特定できるというのは、辞退するアンケートが分かるというのは、このIDを書くということで、誰のというか、その番号のを破棄することになると思うのですが、そのIDと個人名というのは、やはりどこかで一致するという危険性もありますよね。その辺に対してはどのような対応をさせていただくのか、ご説明いただけますか。

【保健予防課長】 今回、同意をされる箇所が2カ所ございます。まず資料5-3をご覧くださいまして、⑤研究協力に同意をされた方のみ、東北大学が調査票にIDを貼付、ここで東北大学がIDを、これが確認するところになります。研究協力に同意をされない場合は、このID

そのものも東北大学が知るところはないというところで、まず1つここで同意をいただいた方のみ、IDのほうを東北大学と確認をする形になります。

次に同意をする場面としましては、帰宅後調査票を記入して、それを送られる、このときも同意をした上で調査票を送るわけですが、例えば調査票を送った後に、同意を撤回したいというようなケースですね。その場合は調査票にIDが記載をされますので、東北大学のほうにはID付きの調査票が行きます。

ただ、⑨の区提出用同意書の提出がなければ、区のほうでは保健所からの情報をお渡しすることをいたしませんので、さらにこの区の提出用同意書がなければ、IDと個人の情報が結びつく形で、東北大学には行かないというところがございます。

そして、このIDの内容なのですけれども、東北大学のほうでは、IDと個人の名前や情報については、結びつけることができません。IDと氏名の連結ができるのは、資料5-3にございます一番左側の、検査センターの区PC内にあります、検査センターが管理する情報管理台帳を参照しなければ、結びつけることができません。ですので、このセキュリティワイヤーの盗難防止や、IDパスワード認証、IDごとのアクセス制御、ログ管理、操作履歴管理、フィルタリングソフト等導入されている区のPCを、区の職員が参照する以外に、IDと氏名を結びつけることができませんので、IDと氏名の連結は、このような区のPCを用いた形で、セキュリティを維持する形で、対応いたします。

【おぐら委員】説明を聞けば分かるのですけれども、このアンケートに答えてくださる方にとっての不安は、なかなか払拭できないと思うのです。例えば1回このアンケートを出したらもうそこでおしまい、IDも書かなくていいということであれば、出す方もいらっしゃると思います。ただ、IDを書くということで、個人が特定されるのではないかということで、二の足を踏む方もいらっしゃると思います。

それと最初に質問した、QUOカードの謝礼は、その場で渡せば別に問題ないわけで、それは新宿区の方や、保健所や何かの手数にはなると思うのですけれども、そういった方法がとれば、わざわざ住所、氏名を記載しなくても、そこで完結するのだと思うのですけれども、その辺がなぜできないのかが、もしお答えいただければ。

【地域医療・歯科保健担当副参事】地域医療・歯科保健担当副参事です。検査センターを担当しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、東北大学に調査票を送ってからQUOカードが郵送されるというのは、研究費の問題からそのようにさせていただいているところがございます。それもありまして、同意の箇所を

幾つものして、何重にもして同意をしていただいたという確認をとらせていただいているところでございます。

また、保健予防課長の説明にもございましたけれども、資料の同意書ですね。保健所への同意書については、こちらの参考5-2については、保健所のほうに提出してもらうものになりますが、この方が同意をしたよと、保健所でも確認をするために、これは保健所のほうに出していただくもの、というふうにしております。

ただ、ご意見ございましたので、東北大のほうとは相談いたしまして、その場で調査票を書いてもらう、またはQ U Oカードをその場で渡すというような方法について、検討していただきたいというふうに考えます。以上でございます。

【おぐら委員】ぜひ、よろしく願いいたします。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますか。

【三雲委員】まず、この調査について、区としては区民のPCR検査を受けている方々に、この調査に協力してもらいたいという意図を持っているのか。あるいはまったくそういう意図はなくてニュートラルな立場、これはいずれなのでしょう。

【保健予防課長】私ども、この研究内容につきましてご依頼をいただきまして、協力をするに至った経緯としては、この研究について意義を感じて、その推進のための一助となるべく、保健所としても協力をするという形で、保健所長の決断で、このような協力体制を敷いているというところでは。

【三雲委員】この資料5-1の文章の主体なのですが、これ、誰の文章かと書いていないのです。これは区がお願いしているのか、東北大学がお願いしているのかということをもっと明確にしないと、区が実施しているPCR検査において、区が区民の方をお願いしているというふうな誤解を受けた場合と、東北大学がお願いをしていて、区としてはただ場所を提供しているだけですという関係を理解している場合とでは、恐らく個人情報を提供するかしないかについて、判断基準が変わってくるのではないかと思うので、これはどなたが対象なのでしょう。

【保健予防課長】東北大学が作成されたものを、保健所が確認をした上で、このような説明書になっています。ですので、この文章を記載した人としては、保健所と東北大学両者という形です。そこが明記されていませんので、それについて明記をするような形で、この説明書のほうは改訂をしたいと思います。

【地域医療・歯科保健担当副参事】この文章につきましては、区のほうで点検をしておりますけれども、東北大が出口のところで説明をしながら渡していただくというような扱いをしてお

りますので、東北大の文章になっております。今、委員からご指摘ございましたように、新宿区としても協力するというようなことが見えないということだと思しますので、文章のほうを工夫しまして、保健所も一緒に協力していることがよく分かるように改善したいと思います。

【三雲委員】そういうことではなくて、もし事故が起こった場合、個人情報のリスクが起こった場合、誰の責任かという話になると思うのですけれども、区が自ら主体となって、区民に情報提供をお願いして、結果的に情報流出が起こったら、これは区の行為ですよ。そうなのか、これは東北大学がお願いをして、区民と東北大学の間の合意によって、区民が東北大学に対して情報提供し、結果的に事故が起こったときには、これは情報収集するお願いをして、なおかつ自分で情報収集をしてQ U Oカードまで出してあげた、その東北大学が責任をとるものなのか、区の問題なのかということは、あらかじめ線引きをしておかなければいけないのではないかと。これは区の側の立場を守るために必要なことというふうに思うので、恐らく連名でとか、区の側のお願いでとかいうのは、避けたほうがよろしいのではないかと指摘をさせていただきたいというふうに思います。

それからあともう1つ、今回意義を見出してこういったことに協力することにしたということなのですが、同じような研究をされている様々な研究機関や大学があって、当然新宿に関しては、日本の中でも注目されている地域の1つですので、同様の目的で研究をしたいという申し出のあることも考えられると思うのです。この場合どういうふうにするのか、今後の方針について教えてください。

【会 長】作成名義の点については、今、三雲委員のご指摘のとおり、責任問題があって、ここではこれ以上議論をしても駄目でしょうから、それはそちらでよく検討されて、責任を負うつもりであれば両方併記されればいいし、そうでなければ東北大学でやっていただくと、それは区のほうで決めていただくと、この場ではちょっと無理だと思うので。それは持ち帰って、決めてからきちんと処理してください。それで、あとの問題については、ご説明ください。

【保健予防課長】今おっしゃっていただきましたように、新宿という地域が非常に注目を、まさに集めている状況でございます。そして、このような区が運用しているPCRセンターも、これも東京都内でやはり数えるほどしかございませんので、行政が主体となっている検査会場でデータの収集というのは、恐らく様々な研究者にとって関心のあるところかと思えます。

やはり、まず研究の協力の体制としては、今現在東北大学がこのような形で研究を続けておられます。この研究協力の体制は、東北大学の研究が終了するまでは、他者との研究協力はできないというふうに考えています。

ですので、今後そのような、同様の申し出がある場合は、この東北大学との研究がまず終了しているということが前提でございます。現状、いつこれが終了するかは、症例の数が目標としている200に到達することをもって終了の目途を立てておりますので、終了の期間がまだ定まっておりませんので、現状は申し出があった場合はお断りするという形かと思っております。

【三雲委員】今そういった方針を伺いました。やはり、非常に貴重なデータだということで、多くの研究機関や大学等が同じようなことをされたいという申し出が予想されて、これをどんどん受け入れていくことになると、非常にこの検査センターそのものの運用が困難になっていくだろうということが想定されることと、区民の個人情報の流出のリスクというものが、どんどん高まっていくということもあると思っておりますので、そこは厳格な管理ができるような形、上限があるのだろうなというふうに思います。

他方で、ではこの東北大学のほうが終わった後に、別の研究機関が来た、これは早いもの順なのか。あるいは何らかの基準を持って研究機関を選定することになるのか、様々あると思うのですが、この辺については、この研究が終わった後はどうされるおつもりなのでしょう。説明できたらいいです。

【保健予防課長】今回この協力に当たっては、保健所長の最終的なご判断がでございます。保健予防課長としてお答えできることは、今委員おっしゃっていただいたように、まず私たちとして一番優先するのは、区民の方の安全でございます。この検査会場がきちんと運用できること、この検査会場が区民の安全安心につながるような体制をとって運用できること、そして個人情報を守られること。これが最大の優先事項でございますので、それを脅かすような状況になるようなことが少しでもあれば、このような同様の研究協力の申し出に対しては、やはりお断りをする形かと思っております。

一方で、調査研究の成果というものの社会的な意義というものもでございます。それは非常に判断が難しいものでございますが、今現在このような科学的なデータに基づいて、政策や感染対策をとっていくということは、個人情報を保護した上での、このような民間、あるいはこれは国立大学でございますけれども、研究機関との協力をリアルタイムで行っていくことは非常に難しい状況でございます。世間の皆様のご関心が非常に高い中、センシティブな情報を扱うものでございます。ですが、リアルタイムでの研究が、リアルタイムで政策に結びつくという、科学的な根拠に基づいた、区民の安全安心を守る施策に結びつくということが可能であれば、それも模索していきたいと思っております。以上です。

【三雲委員】考え方についてはよく分かりました。慎重に判断をされることになると思います

けれども、しっかりと的確な判断をしていただければと思います。以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【越智委員】ちょっと話が戻ってしまうかもしれませんが、まず意義というのは、一区民の意見としてでは、私は情報というものは生かすことが大事だと思っていて、ですから、情報を守ることも大事なのですけれども、守った上でどう生かすかということを考えたときに、おっしゃるとおり意義を感じられる方も多いでしょうし、私もその1人です。

一方で、ですからそこをどうこうというよりは、先ほどの本人宛てのQ U Oカードのことで情報がとありましたけれども、意義を考えると本当は、保健所さんのほうでそこまでする必要はないと思うのですけれども、でも区の情報を守るという観点で、そこまで責任を持つというのであれば、せっかくIDをつけて、名前を外しているので、実際に謝礼対象となる人が送って来た後に、そのIDを受け取って、こちらのほうで住所を整合して、区のほうから謝礼を出すということも当然、選択肢の中にあつたと思いますし、ご検討されたと思うのですけれども、今日のお話の中で、やはり情報を守るという観点で、またよりそこも重視されて、そこも検討されていいのかなと思いました。以上です。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

その点、いろいろなところに問題が、ほかにまだ実際やればいろいろなところでIDと個人名がどこかで結びつくかもしれない、よく気をつけていただいて、区民の方が不安がないように進めていただきたいというふうに思います。

それでは他にご意見なければ、これは一応議題として扱っているのですかね。そうしたら、了承ということでとりますけれども。

【区政情報課長】一応、区のほうの必要性で付議をさせていただいたという、条例の付議事項ではないのですが、区長が特に認めた、付議をしたいということで、お諮りさせていただきました。

【会 長】分かりました。いずれにしろ、この資料5については特別な異議なくという意味で了承したということで終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。ではそういうことで了承といたします。

【区政情報課長】ご了承いただきありがとうございます。今、先ほど言った、今後検討できないかといったご意見については、結論が出た時点でまたご報告をしたいと考えております。1点、先ほどの重要な、主体者がどこかということについては、事務局としましても、担当課もそうなのですけれども、東北大学が主体という認識でおりますので、責任のどちらがという

ような点でいいますと、区が負うつもりは当初からございません。主体は東北大学でございます。

調査をそこで行うことについて、区のほうはできる範囲の協力をするというスタンスでおりますので、先ほど主体について検討ということは、考えてございませんので、あとはQUOカードの対応については至急考えさせていただきたいと思います。

【三雲委員】主体をきちんと、区民との間に明示をしたほうがよろしいのではないかと思いますので。

【区政情報課長】ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。では、それで今の件も了承ということで。これ、実際にいつから、配るのですか。そのとき聞けばよかった。

【区政情報課長】説明が当初に不足していたのですけれども、実際にこの研究自体は今年の2月から、東北大学のほうの依頼があって始めていたところだったのですけれども、区政情報課のほうで相談を受けたのが最近だったものですから、それだったらもう1回、やり方も含めて少し整理をして、審議会にも付議をして、ご意見もいただいて、きちんと適切に、あるいは安全に実施をしたほうがいいのではないかとということで付議いたしました。ですので、実施自体は2月から、本人同意によるやり方では進んでいたところなのですけれども、今いろいろご意見いただいた本人同意のやり方ですとか、明示ですとか、その辺が少し不足していたのかなということで、今回改めて出させていただいたというようなところです。

【会 長】実際にもう、毎日やっているのですか、これは。

【地域医療・歯科保健担当副参事】実は、こちらのほうには記載がございましたが、2月からスタートをしてございます。東北大から数を聞きましたところ、800人ぐらいの方に既に調査票をお渡ししていて、ただそこから、先ほど申し上げた同意というところで、何回も皆さん同意していただく箇所があると思うのです。その中で返ってきているのは30%というふうに聞いておりますので、今までも、同意を確認するステップはあったのですけれども、さらに本日委員の皆様のご意見も伺えればと思って、付議させていただいた次第でございます。

【会 長】今日意見を反映して、実務に間違いがないようにしていただきたいと、こういうふうに思います。審議が終わった後で恐縮でしたけれども、ちょっと気になったので。それだけお願いして。

ではこれで一応、本日の予定された議題は終了いたしましたけれども、事務局のほうで何か連絡は。

【区政情報課長】ありがとうございました。次回、あまり日にちがないのですけれども、第2回を6月3日木曜日午後2時から、同じこちらの第2委員会室で予定してございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

今回は、コロナの関係でいろいろございますので、またご出席いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、特にこれ以上ないと思いますので。以上をもちまして今年度第1回の審議会を閉会といたします。長時間どうもありがとうございました。

午後4時00分閉会